

8月30日「特別警報」開始

気象庁では、大雨や暴風、

高潮、地震、津波などにより
重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけています。より重大な災害による危険性が高まった際には、特別な警戒を呼び掛けるため、新たに「特別警報」を発表します。

特別警報の対象とする現象は「東日本大震災」や「伊勢湾台風」などです。鹿児島県内に大きな災害をもたらした事例では、昭和20年9月の「枕崎台風」、平成5年9月の「台風第13号」、平成5年8月豪雨」、平成18年7月の「鹿児島県北部豪雨」などが該当します。

津波については、3mを超える津波が予想される場合に発表する大津波警報を、火山噴火については、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合に発表する噴火警報（レベル4以上）を特別警報と位置づけ、従来の名称

のまま発表する予定です。

特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の状況や、避難指示・勧告などに留意し、避難所へ避難するか、屋内の比較的安全な場所にとどまるかなど、すぐに命を守るための判断や行動をとってください。

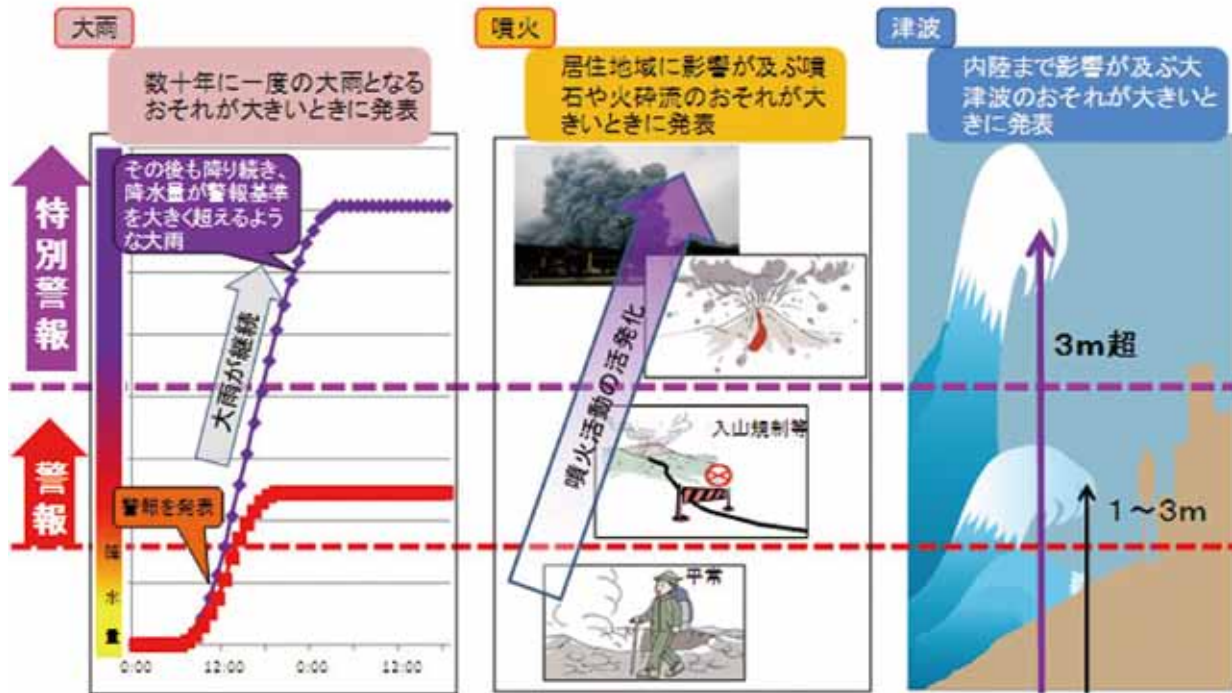
また、従来の警報はこれまでと変わりなく、重大な災害の起こるおそれがあるときに発表します。大雨などの際は、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

特別警報は、テレビやラジオ、防災無線などで伝えられます。

◎問い合わせ先

鹿児島地方気象台防災業務課
☎099(250)9919

「特別警報」イメージ



※特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご覧いただけます。
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>